

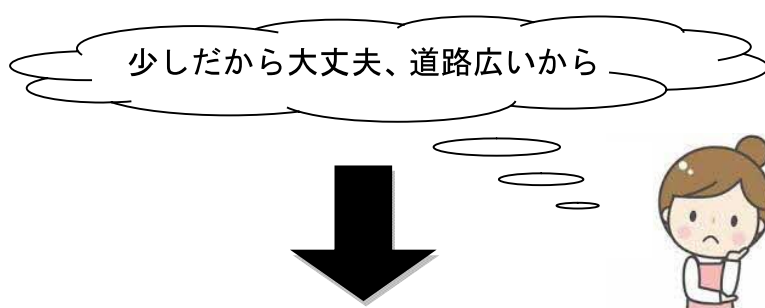
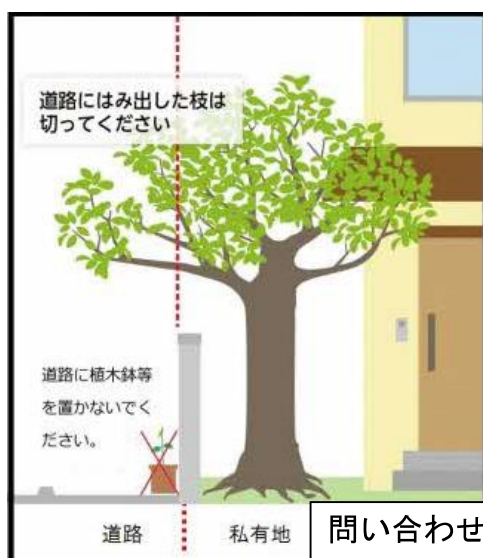
道路への樹木や草木のはみ出し**危険**です！

生垣や庭木などの緑は、生活に潤いと癒しを与えてくれるものですが、道路にはみ出してしまった樹木は、道幅を狭く感じさせ、通行の妨げとなるとともに、折れ木・倒木・落ち葉などによって、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

これらの私有地から道路上にはみ出している樹木等は、**土地の所有者の方に所有権がある**ため、緊急時を除き、市で伐採や枝払い等はできません。

私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生した場合には、占有者や所有者の方が**責任を問われる**場合があります。（民法第717条）

歩行者及び自動車等の安全確保と、道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いいたします。



高額な損害賠償を請求されてしまう可能性

問い合わせ先：浦安市道路政策管理課 政策管理係 TEL：047-712-6582

浦安市いけがき設置奨励事業補助金制度が活用できる場合があります！

補助金額

申込み区分	1 m当りの補助金額	限度額
いけがき設置補助	8,000円以内	160,000円
いけがき設置に伴うブロック塀の撤去補助(接道部)	10,000円以内	100,000円
いけがき造り替えに伴ういけがき撤去補助(接道部)※	4,000円以内	80,000円

※既存のいけがきが道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあり、いけがきを撤去・再設置する場合に限ります。

- ・工事着工前の申請と、いけがき設置前後の現地立会が必要です。
- ・詳細については浦安市みどり公園課までお問い合わせください。

問い合わせ先：浦安市みどり公園課 緑化推進係 TEL：047-712-6728